該募集に応じようとする者の」と、「施工技術」とあり、及び「技術的能力」とあるのは「経営能力及び技術的能力」と、「競争に参加すること」とあるのは「当該募集に応じようとすること」と、同条及び同法第十八条第一項中「公共工事」とあるのは「特定事業」と、同法第十六条中「技術水準」とあるのは「水準」と、「落札者を決定する」とあるのは「当該特定事業を実施する民間事業者を選定する」と、同項中「当該工事」とあるのは「当該特定事業」と、「仕様」とあるのは「内容」と、「発注の」とあるのは「特定事業の選定の」と読み替える」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第五項第四号ロ、ハ及びニ、第十七条第二項第一号及び第二号、第二十六条、第二十七条並びに第三十七条、同法第二十七条において準用する学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十八条及び第十九条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第二項第一号の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
三　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）
四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
五　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
六　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
七　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
八　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
九　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二条　法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
二　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

（法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人）

第三条　法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者とする。

（幼保連携型認定こども園について準用する学校教育法の規定の読替え）

第四条　法第二十六条の規定により幼保連携型認定こども園について学校教育法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える学校教育法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	校長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（第九条及び第十条において単に「園長」という。）
第九条及び第十条	校長	園長

（幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え）

第五条　法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。